別表第四中国地方整備局の項中国技術事務所の項に次の一号を加える。

六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整

別表第四四国地方整備局の項徳島河川国道事務所の項中「阿南中村線」を「阿南四万十線」に改める。

別表第四四国地方整備局の項大洲河川国道事務所の項四国横断自動車道内海大洲線の項中「内海大洲線」を「愛南大洲線」に改め、「新設」を削る。

別表第四四国地方整備局の項中村河川国道事務所の項四国横断自動車道阿南中村線の項中「阿南中村線」を「阿南四万十線」に改め、「新設」を削る。

別表第四四国地方整備局の項土佐国道事務所の項四国横断自動車道阿南中村線の項中「阿南中村線」を「阿南四万十線」に改め、「新設」を削る。

別表第四四国地方整備局の項四国技術事務所の項に次の一号を加える。

六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整

別表第四九州地方整備局の項福岡国道事務所の項筑後川、矢部川及び嘉瀬川の項の次に次のように加える。

矢部川流域	砂防工事

別表第四九州地方整備局の項福岡国道事務所の項一般国道三号、二百一号、二百二号、二百八号、二百九号及び二百十号の項の次に次のように加える。

一般国道三百二十二号	改築工事

別表第四九州地方整備局の項雲仙復興事務所の項一般国道二百五十一号の項を削る。

別表第四九州地方整備局の項筑後川ダム統合管理事務所の項中「津江川下筌ダム」の下に「、赤石川大山ダム」を加える。

別表第四九州地方整備局の項九州技術事務所の項に次の一号を加える。

六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整

別表第四九州地方整備局の項国営海の中道海浜公園事務所の項中「海の中道海浜公園」の下に「及び国営吉野ヶ里歴史公園」を加える。

別表第四九州地方整備局の項国営吉野ヶ里歴史公園事務所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施に関すること。

第二十五条の二の見出しを「（会計指導官及び会計企画官）」に改め、同条第一項中「会計企画官」を「会計指導官及び会計企画官それぞれ」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　会計指導官は、会計課の所掌事務の運営の指導及び改善に関する事務をつかさどる。

第三十四条第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　国土調査法第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施に関すること。

第六十条（見出しを含む。）中「及び道路交通管理官」を「、道路交通管理官及び道路保全対策官」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道路保全対策官は、命を受けて、第五十二条第一号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

第七十九条の見出し及び同条第一項中「水産事業管理官」を「水産企画官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　水産企画官は、命を受けて、水産課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務を処理する。

第八十九条第一項中「百五十三人」を「百五十一人」に改める。

第九十一条第一項中「十八人」を「十七人」に改める。

第九十八条第二項中「、旭川開発建設部に、人事厚生調整官一人を」を削り、「室蘭開発建設部及び帯広開発建設部」を「函館開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び留萌開発建設部」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第三項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

北陸信越運輸局海事部に次長二人を、地方運輸局自動車交通部、北海道運輸局総務部及び海事振興部、東北運輸局総務部及び海事振興部、関東運輸局総務部、企画観光部、自動車監査指導部、自動車技術安全部及び海事振興部、中部運輸局総務部、企画観光部及び海事振興部、近畿運輸局総務部、企画観光部、自動車監査指導部、自動車技術安全部及び海事振興部、中国運輸局総務部及び海事振興部、四国運輸局総務部及び海事振興部並びに九州運輸局総務部、企画観光部及び海事振興部に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条第一項中「及び海上安全環境部並びに九州運輸局海事振興部」を「、東北運輸局海上安全環境部、関東運輸局海上安全環境部、中部運輸局海上安全環境部、近畿運輸局海上安全環境部、中国運輸局海上安全環境部、四国運輸局海上安全環境部並びに九州運輸局海事振興部及び海上安全環境部」に改める。

第十五条第一項中「次の三課」を「次に掲げる課」に、「会計課」を「会計課　安全防災・危機管理課（関東運輸局、中部運輸局及び近畿運輸局に限る。）」に改める。

第十六条中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条に次の一項を加える。

2　北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局、四国運輸局及び九州運輸局の総務課は、前項に規定する事務のほか、第十八条の二に規定する事務をつかさどる。

第十八条の次に次の一条を加える。

（安全防災・危機管理課の所掌事務）

第十八条の二　安全防災・危機管理課は、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

一　交通の安全の確保

二　交通に関連する防災

三　危機管理

第百二十九条の表東京運輸支局の項中「九人」を「八人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。